

## 木造住宅耐震補強助成事業補助金申請の手引き（補強工事）

### 1 対象

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造住宅（賃貸住宅を含む）で、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく耐震診断の総合評点が 1.0 未満（倒壊の可能性がある）のものを 1.0 以上（一応倒壊しない）に補強する工事に対し工事費用を補助します。

※ただし、評点が 0.3 以上向上することが必要です。

### 2 補助金額

耐震補強工事 1 棟 最大 50 万円が上限

65 歳以上の高齢者のみが居住する世帯、または障害のある方が居住する世帯等については、最大 70 万円。

### 3 補助金申請時に提出するもの（工事を行う前）

・必ず必要なもの

- ① 補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ② 見積書の写し
- ③ 位置図
- ④ 耐震補強計算書（補強前後）
- ⑤ 建築物の平面図（補強前後）
- ⑥ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築したことを証する書類の写し

（建築確認通知書、固定資産税税台帳登録証明書（家屋）、家屋登記簿謄本など）

※上記の書類で補助金交付申請者と所有者が一致していること。住宅の補助金交付申請者と所有者が異なる場合、又は共有名義の場合でも所有者との関係を示す書類などの添付により、申請できる場合があります。

- ⑦ 診断者、設計者の耐震診断補強相談士カードのコピー

・高齢者等割増の制度を利用する場合

- ⑧ 家族構成報告書（別紙 1）
- ⑨ 高齢者等であることを証明するもの
- ⑩ 高齢者等であることを証明するもの

○高齢者世帯の場合

・世帯全員の住民票の写し

○障害のある方等の場合

・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳などの写し

### 4 実績報告時に提出するもの（工事を行った後）

- ① 実績報告書（第 7 号様式）

- ② 契約書の写し
- ③ 領収書の写し（補助金額以上の領収を行っている場合に限り、その領収書と残金の請求書でも可）
- ④ 施工前、施工中（筋交い、金物が確認できること）、完了時の写真
- ⑤ 補助金支払請求書（第9号様式）
- ⑥ 工事監理者が申請時の診断者、設計者以外の場合は工事監理者の耐震診断補強相談士カードのコピー

## 5 所得税および固定資産税の減額証明について

本事業により補助金を利用された方は所得税および固定資産税の減額を受けられる場合があります。市による証明を希望される方は各200円で発行いたします。

- ① 所得税、固定資産税減額に係る証明
  - ・住宅耐震改修証明申請書（両面印刷）

固定資産税の減額控除申請を沼津市資産税課に提出される際は、他に「耐震改修工事に係る固定資産税減額申告書」が必要です。その他沼津市資産税課が定める書類が必要です。

## 6 注意事項

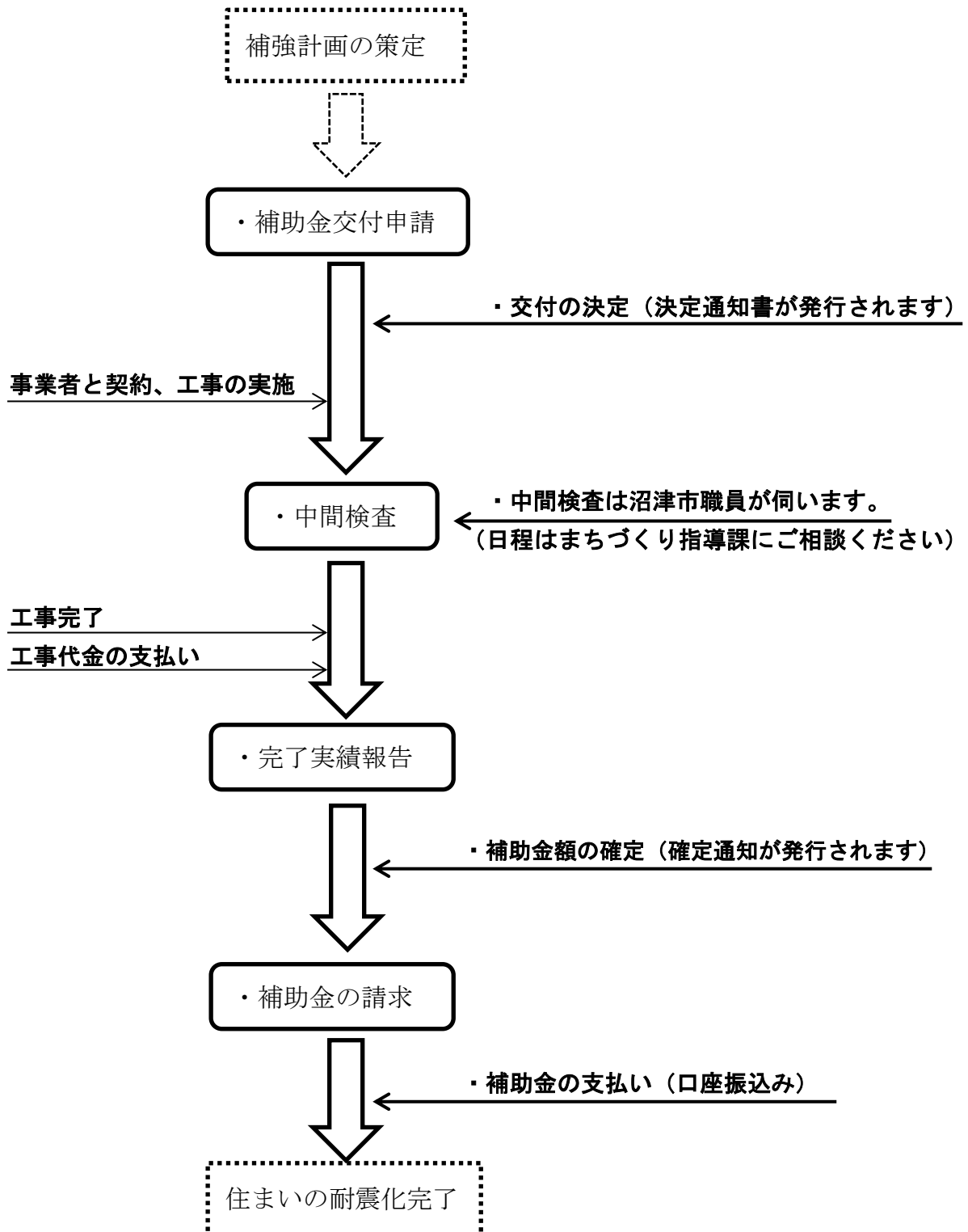
- ・工事着工後や契約後では補助金の交付はできませんので、必ず事業着手前に申請してください。
  - ※対象でない補強工事や事後の補助金申請は受け付けられません。
- ・施工方法に不備がある場合、補助金を交付できない可能性がありますのでご注意ください。
- ・施工の確認の為、中間検査を実施します。
- ・実績報告時に、補強箇所全箇所の写真を添付していただきます。
- ・本事業において、耐震診断、補強計画の作成、工事監理を行うには静岡県耐震診断補強相談士の登録が必要です。

予算の範囲内での事業となりますので、予算が終了次第受付終了となります。

**申請の前にまちづくり指導課に相談してください！**

問い合わせ、申請書提出先は沼津市 都市計画部 まちづくり指導課  
TEL055-934-4762 まで

○手続きフローチャート



※本事業を利用して耐震補強工事を行った場合は、申告することにより  
所得税額及び固定資産税額の減額措置が受けられる場合があります。